

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置の創設				
税 目	登録免許税、印紙税				
要 望 の 内 容	<p>地方公共団体が委託者となる土地信託について、①信託の登記、②所有権保存の登記に係る登録免許税を非課税とすること。 また当該信託契約に基づき受託者が作成する文書に係る印紙税を非課税とすること。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1490 938"> <tr> <td data-bbox="874 808 1220 938">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1220 808 1490 938">— 百万円 (— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 (— 百万円)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 地方公共団体が土地信託を活用しやすい環境を整備することで、公共施設整備に係る民間資金及び民間活力の更なる活用の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 今般、東日本大震災により倒壊した被災地域の公共施設等の早期整備や震災を契機とした全国の公共施設等の再整備（耐震基準の見直しなど）が重要な課題となっているところであり、公共施設整備等に対する民間資金や民間手法に対するニーズが一層高まっている。</p> <p>地方公共団体が委託者となる公有地の土地信託は、民間活力を導入した手法として、昭和 61 年の国有財産法や地方自治法の改正以来、民間資金を活用し、地方公共団体による住宅供給や施設整備などを円滑に進めるための手法として、導入されているところである。</p> <p>しかしながら、地方公共団体の土地信託の活用については、地方公共団体が自ら事業を行った場合と同様の効果が得られるにも関わらず、登録免許税及び印紙税が課税されていることから、その活用の促進が制約されているところである。</p> <p>地方公共団体の土地信託に係る登録免許税及び印紙税を非課税とすることで、土地信託を活用しやすい環境が整備され、公共施設整備に係る民間資金及び民間活力の更なる活用の促進が図られる。</p> <p>なお、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）4. (2)には、「民間の力による復興」として土地信託手法による復興の促進について盛り込まれているところである</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する</p> <p>施策目標 31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</p> <p>なお、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部）4.（2）には、「民間の力による復興」として土地信託手法による復興の促進について盛り込まれているところである。</p>
		政策の達成目標	地方公共団体が土地信託を活用しやすい環境を整備することにより、公共施設整備に係る民間資金及び民間活力が促進されること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税及び印紙税を非課税とすることで、公共施設整備するための資金調達の円滑化が図られ、地方公共団体における民間資金及び民間活力の更なる活用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税及び印紙税を非課税とすることで、公共施設整備するための資金調達の円滑化が図られ、地方公共団体における民間資金及び民間活力の更なる活用が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし

		要望の措置の妥当性	土地信託制度を利用することは、地方公共団体が自ら事業を行った場合と同様の効果が得られるにも関わらず、一方は登録免許税及び印紙税が非課税であり、もう一方には課税されている現状があるため、本措置により平仄を取ることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず
		前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
		これまでの要望経緯	今回初めての要望となる。